

バージョンアップした

任意共済のご案内

重要

当ご案内は平成30年5月時点の保険の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。
お申込みにあたっては、別途ご提供しております「パンフレット(全体版)」を必ずお読みください。

全国町村等職員

任意生命保険

(旧名称:任意共済保険)
【団体定期保険】

➤ 死亡・所定の高度障がいに対する保障

New!!

- ・保険金額の選択肢が広がりました
- ・加入年齢の上限が引上げられました

全国町村等職員

任意医療保険

(旧名称:医療保障保険)
【総合医療保険(団体型)】

➤ ケガ・病気等による「1泊2日以上
の入院」「手術」等に対する保障

New!!

- ・任意医療保険単独でも加入できるようになりました
- ・加入年齢の上限が引上げられました

全国町村等職員

任意収入補償保険

(旧名称:収入補償保険)
【団体長期障害所得補償保険】

➤ ケガや病気により長期間仕事が
できなくなった時の収入の減少を
補償

New!!

- ・保険期間を任意生命保険と揃えました

申込締切日

平成30年11月2日(金)

加入日(効力発生日)

平成31年1月1日

制度内容・申込手続きに関するお問合せ先

任意生命保険・
任意医療保険

ニッセイ団体保険コールセンター

通話料無料 0120-375-696

〈受付期間〉

平成30年10月1日(月)～
平成30年11月9日(金)

任意
収入補償保険

あいおいニッセイ同和損保 専用コールセンター

通話料無料 0120-500-826

〈受付時間〉

月曜日～金曜日 9:00～17:00
(祝日はお取り扱いしておりません。)

※お問合せの際には団体名「全国町村会」をお申し出ください。受付期間外の照会については係の方へお問合せください。
※ご家族からいただく照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

- 任意生命保険
- 任意医療保険
- 任意収入補償保険

平成31年1月1日からバージョンアップ!! もっと幅広くみなさまの

POINT 1 制度名称が変わり、任意医療保険単独でのご加入も可能に!!



ご加入は
単独でも
合わせても
OKです

※「任意生命保険」および「任意医療保険」は、配偶者や子どものみで加入することができません。(本人のご加入が必要です。)

POINT 2 任意生命保険 保険金額 200万円が新設され、より加入しやすく!!

平成31年1月1日から

すでに保険金額 500万円に加入されている方のみ継続加入できます。

任意生命保険	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円	200万円
本人(職員・退職者)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶者	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
子ども	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○

新設

お手頃な保障をお探しの方ぜひご検討ください

- ご注意
- 新規加入・増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。
 - 配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
 - 加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
 - 本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

保険金額 400万円をご選択いただける方

	現行制度	平成31年1月1日から
新規加入される方	○	○
退職者で減額される方	○	○
既加入者で減額される方	—	注目 ○

ニーズにお応えする 5 ポイント

POINT 3 任意生命保険 料率改定により、昨年より加入しやすい掛金に!! (*)

●【例】死亡・高度障がい保険金額 1,000万円にご加入の場合(本人)

		昨年度	平成31年1月1日から
		任意共済保険	任意生命保険
保険年齢	性別	月払掛金(確定)	月払掛金(概算)
15歳~35歳	男性	1,210円	-90円 → 1,120円
	女性	810円	-40円 → 770円

保障額はご加入当初のままになっていませんか

(*)年齢群団等の前提条件が昨年度と変わらないとして、平成30年1月1日からの確定掛金と比較した場合。
※年齢・性別が上記と異なる場合は、掛金も異なります。また、年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、更新後の掛金は更新前より高くなります。

POINT 4 任意生命保険 任意医療保険 加入年齢の上限が引上げられ、さらに長期の保障が可能に!!

	現行制度	平成31年1月1日から
任意共済保険		
職員およびその配偶者の新規加入・増額	60歳6カ月まで	65歳6カ月まで
退職者およびその配偶者の継続加入	70歳6カ月まで	75歳6カ月まで
任意医療保険		
職員およびその配偶者の新規加入・増額	60歳6カ月まで	65歳6カ月まで
職員・退職者およびその配偶者の継続加入	69歳6カ月まで	75歳6カ月まで

※上記の年齢は平成31年1月1日現在の年齢です。

この機会に長期にわたる保障を確保しませんか

POINT 5 任意収入補償保険 保険期間を任意生命保険と揃え、より分かりやすく!!

●保険期間を平成31年1月1日からの1年間に変更。
(昨年度でご加入の方で、特段のお申し出がない限り、現契約から自動的に新しい保険期間で継続されます。)

昨年新規導入したこと、ご存知でしたか?

POINT 1~4 平成30年12月31日時点で任意共済保険および医療保障保険に加入中の方は、お手続きなしで任意生命保険または任意医療保険に引続き加入できます。
(加入内容の変更や退職者移行の場合には所定のお手続きが必要です。また、本人が退職者移行した場合や子どもが加入年齢上限を超えた場合、子どもは脱退となります。その他、ご加入者が加入資格を失われた場合には脱退となります。)
●その他、詳細はP4~P6、P9~P10の「保障額と掛金」、P3・P7の「加入資格」および「パンフレット(全体版)」をご確認ください。

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

任意生命保険 【団体定期保険】

(旧名称: 任意共済保険)

この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。
また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取り**になれます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- **一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額、もしくはそれ以下の保障額で継続加入**できます。
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直し**ができます。
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

ご参考 過去3年間の年間払込掛金に対する配当実績

年度 (保険期間)	平成29年度 (H29.1.1~H29.12.31)	平成28年度 (H28.1.1~H28.12.31)	平成27年度 (H27.1.1~H27.12.31)
配当還元率	約 28.9%	約 22.9%	約 20.9%

※上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

加入資格

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。
以下の年齢は平成31年1月1日現在の年齢です。

《職員》 町村(一部の市を含む)、あるいは町村(一部の市を含む)の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。(S28.7.2生~H16.7.1生)の方)
・ 町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
・ 系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。

《配偶者》 職員の配偶者の方で、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。(S28.7.2生~H15.1.1生)の方)

《子ども》 職員の扶養する子どもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。(H8.7.2生~H28.7.1生)の方)
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

※子どもとは次のいずれかに該当する子をいいます。
(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。)

1. 職員の子で主としてその職員により生計を維持している者
2. 職員の配偶者の子で職員と同一の世帯に属し、主として職員により生計を維持している者(職員の配偶者がすでに死亡しているときを含みます。)

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

- 配偶者・子どもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・子どものみで加入することはできません。)
- 《職員・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成31年1月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。《子ども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 記載の掛金は、確定掛金を含め、平成30年6月19日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。
- **保険金額 職員(400万円・200万円)、配偶者(400万円・200万円)は新規に加入される方だけでなく、すでに加入されている方も選択できます。**

月払掛金(概算)

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、3,000万円~200万円の保険金額から、配偶者の方は、1,000万円~200万円の保険金額からお選びください。

お子様は、400万円・200万円の保険金額からお選びください。

対 象	職 員										こども		(ご参考) 配偶者
	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)+ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	1,000万円	
保 険 年 齢	(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)
男 性	15歳~35歳 (S58.7.2生~H16.7.1生)	3,360	2,800	2,240	1,680	1,120	896	672	448	224	360	180	560
	36歳~40歳 (S53.7.2生~S58.7.1生)	3,900	3,250	2,600	1,950	1,300	1,040	780	520	260			650
	41歳~45歳 (S48.7.2生~S53.7.1生)	4,800	4,000	3,200	2,400	1,600	1,280	960	640	320			800
	46歳~50歳 (S43.7.2生~S48.7.1生)	6,300	5,250	4,200	3,150	2,100	1,680	1,260	840	420			1,050
	51歳~55歳 (S38.7.2生~S43.7.1生)	8,550	7,125	5,700	4,275	2,850	2,280	1,710	1,140	570			1,425
	56歳~60歳 (S33.7.2生~S38.7.1生)	11,730	9,775	7,820	5,865	3,910	3,128	2,346	1,564	782			1,955
	61歳~65歳 (S28.7.2生~S33.7.1生)	17,250	14,375	11,500	8,625	5,750	4,600	3,450	2,300	1,150			2,875
	66歳~70歳 (S23.7.2生~S28.7.1生)	24,900	20,750	16,600	12,450	8,300	6,640	4,980	3,320	1,660			4,150
女 性	15歳~35歳 (S58.7.2生~H16.7.1生)	2,310	1,925	1,540	1,155	770	616	462	308	154	385	530	385
	36歳~40歳 (S53.7.2生~S58.7.1生)	3,180	2,650	2,120	1,590	1,060	848	636	424	212			530
	41歳~45歳 (S48.7.2生~S53.7.1生)	3,660	3,050	2,440	1,830	1,220	976	732	488	244			610
	46歳~50歳 (S43.7.2生~S48.7.1生)	4,740	3,950	3,160	2,370	1,580	1,264	948	632	316			790
	51歳~55歳 (S38.7.2生~S43.7.1生)	6,060	5,050	4,040	3,030	2,020	1,616	1,212	808	404			1,010
	56歳~60歳 (S33.7.2生~S38.7.1生)	7,410	6,175	4,940	3,705	2,470	1,976	1,482	988	494			1,235
	61歳~65歳 (S28.7.2生~S33.7.1生)	9,480	7,900	6,320	4,740	3,160	2,528	1,896	1,264	632			1,580
	66歳~70歳 (S23.7.2生~S28.7.1生)	12,420	10,350	8,280	6,210	4,140	3,312	2,484	1,656	828			2,070

※1人あたりの確定掛金です。

保険年齢
3歳~22歳
(H8.7.2生~
H28.7.1生)

任意生命保険

任意生命保険

保障額と掛金(続き)

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の**6倍**です。

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、
配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

対象	職員										配偶者		子ども		(ご参考) 配偶者
	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額) + 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	600万円	300万円	1,000万円	
保険年齢	(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)		
男	15歳～35歳 (S58.7.2生～H16.7.1生)	20,160	16,800	13,440	10,080	6,720	5,376	4,032	2,688	1,344	2,160	1,080	3,360		
	36歳～40歳 (S53.7.2生～S58.7.1生)	23,400	19,500	15,600	11,700	7,800	6,240	4,680	3,120	1,560				3,900	
	41歳～45歳 (S48.7.2生～S53.7.1生)	28,800	24,000	19,200	14,400	9,600	7,680	5,760	3,840	1,920				4,800	
	46歳～50歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	37,800	31,500	25,200	18,900	12,600	10,080	7,560	5,040	2,520				6,300	
	51歳～55歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	51,300	42,750	34,200	25,650	17,100	13,680	10,260	6,840	3,420				8,550	
	56歳～60歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	70,380	58,650	46,920	35,190	23,460	18,768	14,076	9,384	4,692				11,730	
	61歳～65歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	103,500	86,250	69,000	51,750	34,500	27,600	20,700	13,800	6,900				17,250	
	66歳～70歳 (S23.7.2生～S28.7.1生)	149,400	124,500	99,600	74,700	49,800	39,840	29,880	19,920	9,960				24,900	
女	15歳～35歳 (S58.7.2生～H16.7.1生)	13,860	11,550	9,240	6,930	4,620	3,696	2,772	1,848	924	2,310	1,155	2,310		
	36歳～40歳 (S53.7.2生～S58.7.1生)	19,080	15,900	12,720	9,540	6,360	5,088	3,816	2,544	1,272				3,180	
	41歳～45歳 (S48.7.2生～S53.7.1生)	21,960	18,300	14,640	10,980	7,320	5,856	4,392	2,928	1,464				3,660	
	46歳～50歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	28,440	23,700	18,960	14,220	9,480	7,584	5,688	3,792	1,896				4,740	
	51歳～55歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	36,360	30,300	24,240	18,180	12,120	9,696	7,272	4,848	2,424				6,060	
	56歳～60歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	44,460	37,050	29,640	22,230	14,820	11,856	8,892	5,928	2,964				7,410	
	61歳～65歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	56,880	47,400	37,920	28,440	18,960	15,168	11,376	7,584	3,792				9,480	
	66歳～70歳 (S23.7.2生～S28.7.1生)	74,520	62,100	49,680	37,260	24,840	19,872	14,904	9,936	4,968				12,420	

※1人あたりの確定掛金です。

保険年齢
3歳～22歳
(H8.7.2生～
H28.7.1生)

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の**12倍**です。

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、
配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

対象	職員										配偶者		子ども		(ご参考) 配偶者
	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額) + 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	600万円	300万円	1,000万円	
保険年齢	(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)		
男	15歳～35歳 (S58.7.2生～H16.7.1生)	40,320	33,600	26,880	20,160	13,440	10,752	8,064	5,376	2,688	4,320	2,160	6,720		
	36歳～40歳 (S53.7.2生～S58.7.1生)	46,800	39,000	31,200	23,400	15,600	12,480	9,360	6,240	3,120				7,800	
	41歳～45歳 (S48.7.2生～S53.7.1生)	57,600	48,000	38,400	28,800	19,200	15,360	11,520	7,680	3,840				9,600	
	46歳～50歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	75,600	63,000	50,400	37,800	25,200	20,160	15,120	10,080	5,040				12,600	
	51歳～55歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	102,600	85,500	68,400	51,300	34,200	27,360	20,520	13,680	6,840				17,100	
	56歳～60歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	140,760	117,300	93,840	70,380	46,920	37,536	28,152	18,768	9,384				23,460	
	61歳～65歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	207,000	172,500	138,000	103,500	69,000	55,200	41,400	27,600	13,800				34,500	
	66歳～70歳 (S23.7.2生～S28.7.1生)	298,800	249,000	199,200	149,400	99,600	79,680	59,760	39,840	19,920				49,800	
女	15歳～35歳 (S58.7.2生～H16.7.1生)	27,720	23,100	18,480	13,860	9,240	7,392	5,544	3,696	1,848	2,310	1,155	2,310		
	36歳～40歳 (S53.7.2生～S58.7.1生)	38,160	31,800	25,440	19,080	12,720	10,176	7,632	5,088	2,544				3,180	
	41歳～45歳 (S48.7.2生～S53.7.1生)	43,920	36,600	29,280	21,960	14,640	11,712	8,784	5,856	2,928				3,660	
	46歳～50歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	56,880	47,400	37,920	28,440	18,960	15,168	11,376	7,584	3,792				4,740	
	51歳～55歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	72,720	60,600	48,480	36,360	24,240	19,392	14,544	9,696	4,848				6,060	
	56歳～60歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	88,920	74,100	59,280	44,460	29,640	23,712	17,784	11,856	5,928				7,410	
	61歳～65歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	113,760	94,800	75,840	56,880	37,920	30,336	22,752	15,168	7,584				9,480	
	66歳～70歳 (S23.7.2生～S28.7.1生)	149,040	124,200	99,360	74,520	49,680	39,744	29,808	19,872	9,936				12,420	

※1人あたりの確定掛金です。

保険年齢
3歳～22歳
(H8.7.2生～
H28.7.1生)

任意医療保険

【総合医療保険(団体型)】

(旧名称:医療保障保険)

この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。
また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取り**になれます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額、もしくはそれ以下の保障額で継続加入**できます。
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直し**ができます。
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

ご参考

過去3年間の年間払込掛金に対する配当実績

年度 (保険期間)	平成29年度 (H29.1.1~H29.12.31)	平成28年度 (H28.1.1~H28.12.31)	平成27年度 (H27.1.1~H27.12.31)
配当還元率	約 15.4%	約 13.7%	約 15.6%

※上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

加入資格

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。
以下の年齢は平成31年1月1日現在の年齢です。

- 《職員》 町村(一部の市を含む)、あるいは町村(一部の市を含む)の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。(S28.7.2生~H16.7.1生まれの方)
 - ・ 町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
 - ・ 系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。
- 《配偶者》 職員と生計を一にする配偶者の方で、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。(S28.7.2生~H15.1.1生まれの方)
- 《子ども》 職員と生計を一にすることも、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。(H8.7.2生~H28.7.1生まれの方)
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、入院給付金日額は同一となります。

制度の特徴

万一の場合、お支払対象に該当するかが簡単にわかります。入院 手術

医療機関で交付される領収証等で判断

所定の条件を満たせば領収証等(「治療内容報告書」と「領収証のコピー」)でご請求いただけます。
※詳細については「パンフレット(全体版)」のP31「給付金のご請求について」をご確認ください。

公的医療保険制度に連動しているため、お支払いの対象となる手術等かどうか、医療機関で交付される領収証等によって加入者ご自身で簡単に確認できます。

1 入院の有無および入院期間の確認
入院がある場合は入院期間が記載されます。

給付金の有無についての確認

「手術」「放射線治療」欄に診療報酬点数が記載されている場合、手術給付金・放射線治療給付金のお支払対象となります。
※一部お支払対象とならない手術があります。
※「放射線治療」については当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」のご提出が必要です。

領収証イメージ

患者番号		氏名		請求期間(入院の場合)	
様		様		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合
		平成 年 月 日			
保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査
	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリ	精神科専門療法	処置	手術
	点	点	点	点	点
保 険	病理診断	診断書分(PCR)	食事療養	生活療養	
	点	点	点	点	
	点	点	円	円	
保 険 外 負 担	評価療養・選定療養	その他			
	(内訳)	(内訳)			
合 計		保 険		保 険 外 負 担	
円		円		円	
負担額		円		円	
領収額		円		円	
合計		円		円	

給付金のお支払事例

ケガや病気等による
1泊2日からの入院・手術等に備えて!

Nさん(保険年齢46歳・男性)

脳梗塞(脳血管疾患)で88日間入院後、退院
(入院中、2回の手術を異なる日に受けた)

<Nさんが加入の保障額> 月払掛金 (概算) **3,360円**
入院給付金日額 10,000円

手術日が異なれば、それぞれについてご請求対象となります

発病 → 入院 → 手術 → 手術 → 入院療養給付金
①88万円 ②20万円 ③20万円 ④5万円

①入院給付金 88万円(10,000円×88日)
②手術給付金 20万円(10,000円×20倍)
③手術給付金 20万円(10,000円×20倍)
④入院療養給付金(※) 5万円(10,000円× 5倍)
合計 **133万円**

(※)すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。

ご注意

・年齢によって保険料は異なります。
・上記の給付事例は概要を示しています。保障内容に関する詳細や給付金のお受取にあたっての日数制限等の制限事項については、【パンフレット(全体版)】P30「給付金の支払事由」、P31「法令等の改正に伴う変更」、P39・P40【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない場合等」、ならびにP41~P43【ご加入のみなさまへ】を必ずご確認ください。

Kさん(保険年齢24歳・女性)

通勤途中で階段で転び骨折、4日間入院
(入院中、手術1回)

<Kさんが加入の保障額> 月払掛金 (概算) **955円**
入院給付金日額 5,000円

1泊2日からご請求対象となります

ケガ → 入院 → 手術 → 入院療養給付金
①2万円 ②10万円 ③2万5千円

①入院給付金 2万円(5,000円× 4日)
②手術給付金 10万円(5,000円×20倍)
③入院療養給付金(※) 2万5千円(5,000円× 5倍)
合計 **14万5千円**

(※)すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。

主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。
(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
 ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
 ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
 ※4 一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。＜対象外の手術の例＞…「創傷処理」「皮膚切開術」等
 また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
 この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【パンフレット(全体版)】P30「給付金の支払事由」、P31「法令等の改正に伴う変更」、P39・P40【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない場合等」、ならびにP41～P43【ご加入のみなさまへ】を必ずご確認ください。

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

- ※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。
 ●以下の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額をお選びください。配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、子どもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・子どものみで加入することはできません。)
 ●記載の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は平成31年1月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
 ●保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。

月払掛金(概算)

対 象	職 員					配 偶 者		こ ども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
保 険 年 齢	(単位:円)							(単位:円)	
15歳～19歳 (H11.7.2生～H16.7.1生)	1,524	1,270	1,016	635	381	825	495	9,900 5,940 保険年齢 3歳～22歳 (H8.7.2生～ H28.7.1生)	
20歳～24歳 (H 6.7.2生～H11.7.1生)	2,292	1,910	1,528	955	573				
25歳～29歳 (H 1.7.2生～H 6.7.1生)	2,832	2,360	1,888	1,180	708				
30歳～34歳 (S59.7.2生～H 1.7.1生)	3,084	2,570	2,056	1,285	771				
35歳～39歳 (S54.7.2生～S59.7.1生)	3,204	2,670	2,136	1,335	801				
40歳～44歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	3,420	2,850	2,280	1,425	855				
45歳～49歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	4,032	3,360	2,688	1,680	1,008				
50歳～54歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	5,196	4,330	3,464	2,165	1,299				
55歳～59歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	7,008	5,840	4,672	2,920	1,752				
60歳～64歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	9,324	7,770	6,216	3,885	2,331				
65歳～69歳 (S24.7.2生～S29.7.1生)	12,588	10,490	8,392	5,245	3,147				
70歳 (S23.7.2生～S24.7.1生)	15,888	13,240	10,592	6,620	3,972				

半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の6倍です。

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対 象	職 員					配 偶 者		こ ども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
保 険 年 齢	(単位:円)							(単位:円)	
15歳～19歳 (H11.7.2生～H16.7.1生)	9,144	7,620	6,096	3,810	2,286	4,950	2,970	4,950 2,970 保険年齢 3歳～22歳 (H8.7.2生～ H28.7.1生)	
20歳～24歳 (H 6.7.2生～H11.7.1生)	13,752	11,460	9,168	5,730	3,438				
25歳～29歳 (H 1.7.2生～H 6.7.1生)	16,992	14,160	11,328	7,080	4,248				
30歳～34歳 (S59.7.2生～H 1.7.1生)	18,504	15,420	12,336	7,710	4,626				
35歳～39歳 (S54.7.2生～S59.7.1生)	19,224	16,020	12,816	8,010	4,806				
40歳～44歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	20,520	17,100	13,680	8,550	5,130				
45歳～49歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	24,192	20,160	16,128	10,080	6,048				
50歳～54歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	31,176	25,980	20,784	12,990	7,794				
55歳～59歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	42,048	35,040	28,032	17,520	10,512				
60歳～64歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	55,944	46,620	37,296	23,310	13,986				
65歳～69歳 (S24.7.2生～S29.7.1生)	75,528	62,940	50,352	31,470	18,882				
70歳 (S23.7.2生～S24.7.1生)	95,328	79,440	63,552	39,720	23,832				

年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の12倍です。

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対 象	職 員					配 偶 者		こ ども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円		
保 険 年 齢	(単位:円)							(単位:円)	
15歳～19歳 (H11.7.2生～H16.7.1生)	18,288	15,240	12,192	7,620	4,572	9,900	5,940	9,900 5,940 保険年齢 3歳～22歳 (H8.7.2生～ H28.7.1生)	
20歳～24歳 (H 6.7.2生～H11.7.1生)	27,504	22,920	18,336	11,460	6,876				
25歳～29歳 (H 1.7.2生～H 6.7.1生)	33,984	28,320	22,656	14,160	8,496				
30歳～34歳 (S59.7.2生～H 1.7.1生)	37,008	30,840	24,672	15,420	9,252				
35歳～39歳 (S54.7.2生～S59.7.1生)	38,448	32,040	25,632	16,020	9,612				
40歳～44歳 (S49.7.2生～S54.7.1生)	41,040	34,200	27,360	17,100	10,260				
45歳～49歳 (S44.7.2生～S49.7.1生)	48,384	40,320	32,256	20,160	12,096				
50歳～54歳 (S39.7.2生～S44.7.1生)	62,352	51,960	41,568	25,980	15,588				
55歳～59歳 (S34.7.2生～S39.7.1生)	84,096	70,080	56,064	35,040	21,024				
60歳～64歳 (S29.7.2生～S34.7.1生)	111,888	93,240	74,592	46,620	27,972				
65歳～69歳 (S24.7.2生～S29.7.1生)	151,056	125,880	100,704	62,940	37,764				
70歳 (S23.7.2生～S24.7.1生)	190,656	158,880	127,104	79,440	47,664				

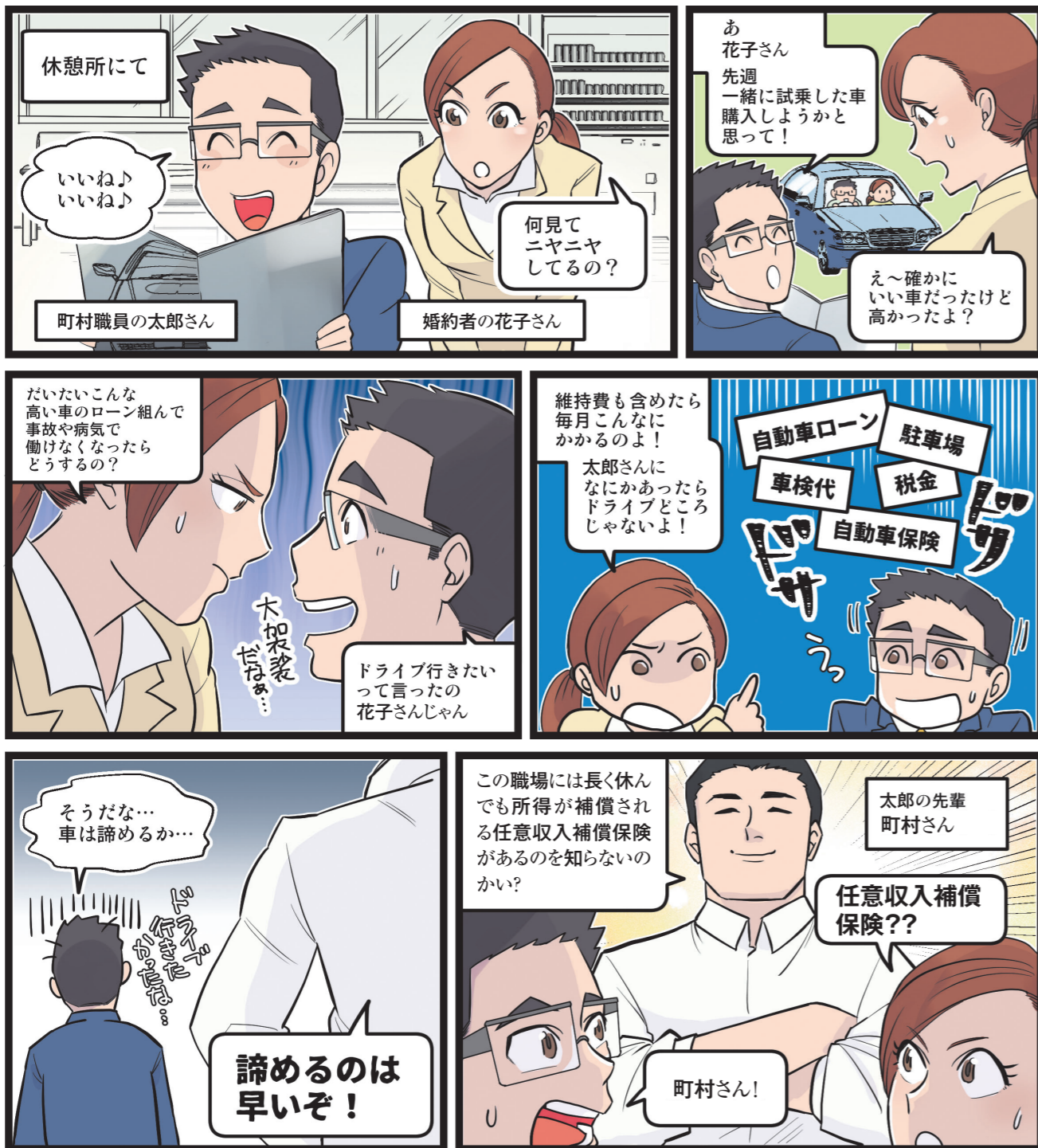
任意収入補償保険のご案内【団体長期障害所得補償保険】

引受幹事保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ケガや病気により長期間仕事ができなくなった時の備えは十分ですか？

地方公務員の長期病休者は平成25年から毎年増加しています。地方公務員の方は病気やケガで休職する場合、傷病休職期間や傷病手当金支給期間は、ある程度の収入が補償されますが、労働実績がなければ賞与は支払われません。また、療養が長引いて長期にわたり働けなくなったり、不幸にして退職せざるを得ない場合には収入が途絶えてしまうこともあり得ます。地方公務員の方も、万が一病気やケガで働けなくなった場合に、生活水準を維持するためには、自助努力で備えておく必要があります。

1 もし、長期間、働けなくなったら…

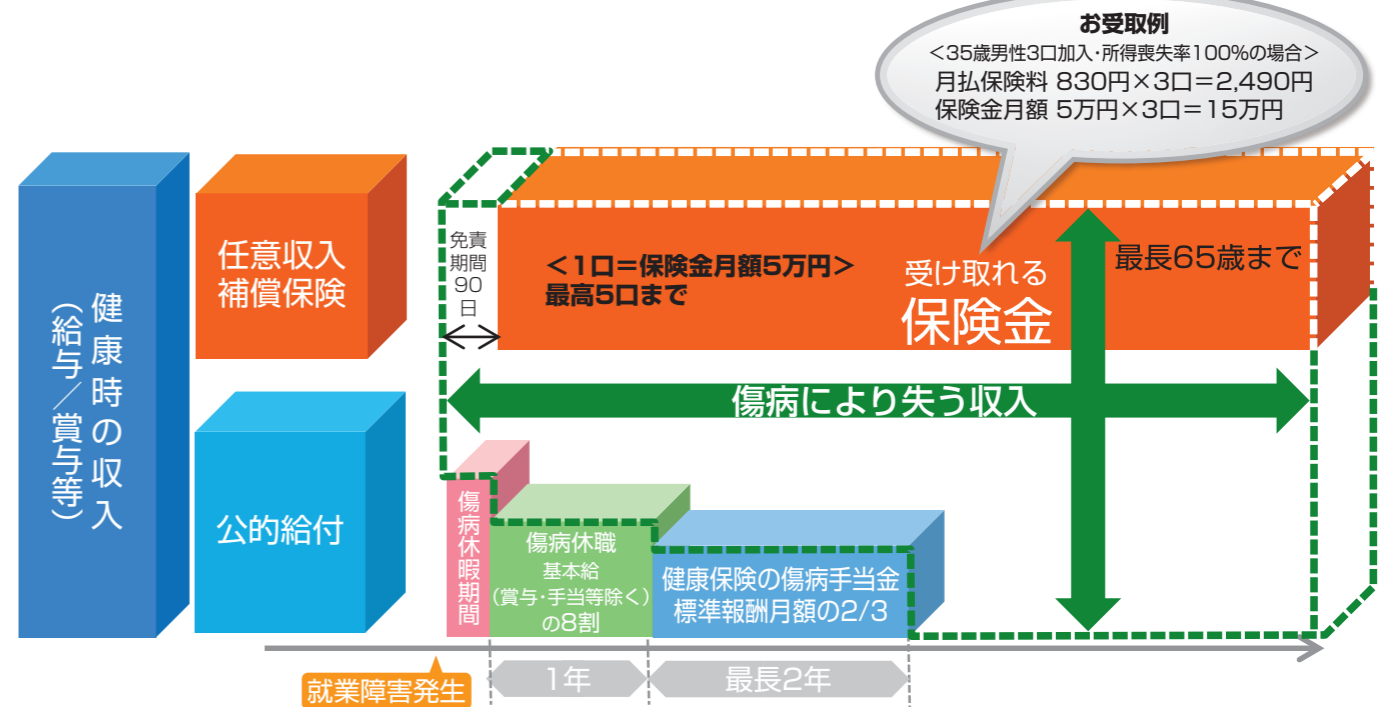


P.13につづく

2 任意収入補償保険とは？

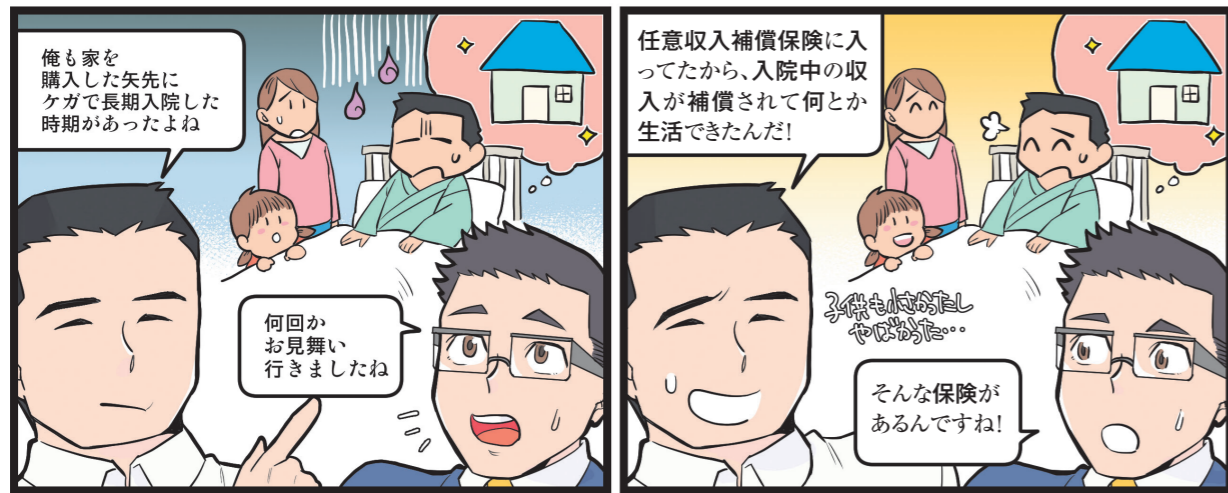
「ケガや病気」で就業障害となり長期間働けなくなった場合の収入の減少を最長65歳まで補償する保険です。

補償のイメージ図



任意収入補償保険の特長

- 長期療養時の補償**
ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で65歳まで所得を補償します。
- 一部復職後も補償**
職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して(最長65歳まで)補償します(保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません)。
- 国内外・業務中・業務外を問わず補償**
ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。
- 精神障害も補償**
躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償します(精神障害補償特約セット)。
- 天災によって被ったケガも補償**
地震、噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(天災危険補償特約セット)
- 妊娠に伴う障害も補償**
妊娠、出産、早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(妊娠に伴う身体障害補償特約セット)。*女性のみセットされています。



3 補償額&保険料

最高5口までご加入いただけます。
みなさまの家族構成や生活設計を考慮のうえ、必要な補償額を選んでご加入ください。

- 1口 =月額 5万円補償
- 2口 =月額 10万円補償
- 3口 =月額 15万円補償
- 4口 =月額 20万円補償
- 5口 =月額 25万円補償

ご加入にあたっては、加入直前12か月における平均所得額の50%以下の口数をご選択ください。
就業障害発生直前の平均月間所得額を上回る部分については補償を受けられませんのでご注意ください。

月々の保険料

団体割引
10%適用!

● 月払保険料表<1口=保険金月額5万円>

年齢/性別	男性	女性
15~24歳	495円	378円
25~29歳	525円	531円
30~34歳	637円	711円
35~39歳	830円	1,029円
40~44歳	1,177円	1,405円
45~49歳	1,672円	1,977円
50~54歳	2,216円	2,499円
55~59歳	2,637円	2,684円
60~64歳	2,501円	2,290円

税法上の取扱い

払い込みいただいた保険料のうち所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。
受け取れる保険金は非課税ですので、所得税および住民税の対象となりません。

※年齢は平成31年1月1日時点の満年齢です。
※記載の保険料は団体割引10%を適用しています。
※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)、天災危険補償特約をセットしています。



4 取扱内容

- ◆加入資格 : 町村(一部の市を含む)とその一部事務組合・広域連合および系統町村会に所属する、町村長、副町村長、常勤の職員(雇用期間1年以上)で平成31年1月1日において満15歳以上満64歳以下の方。
- ◆お申込方法 : 加入をご希望の方は、加入団体の係の方に加入申込書をご請求ください。
加入申込書に必要事項を記入、署名いただいたうえ、11月2日(金)までにご提出ください。
- ◆加入申込書提出先 : 加入団体の係の方
- ◆保険期間(ご契約期間) : 平成31年1月1日午後4時より1年間
- ◆保険料払込方法 : 平成31年2月22日より指定口座から引落します。(月払)(金融機関休業日の場合翌営業日)

任意収入補償保険のご加入にあたってのご注意

任意収入補償保険

- ・変更・脱退のお申出がない限り、ご契約は自動的に継続されます。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢、標準報酬月額および保険料率により変更となる場合がございますのでご注意ください。またご加入範囲の年齢を超えた場合には継続ができませんのでご了承ください。
- (ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- ・ご加入の際は、加入申込書の各項目(生年月日・年齢・性別・他の保険契約等の有無など)について正しく記入してください。
- ・事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込書に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込書記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- (引受幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(分担割合76%) 公務部 営業第二課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19日本橋本社ビル9F
TEL:03-6734-9985(平日9:00~17:00)
- (非幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社(分担割合20%)
日本生命保険相互会社(分担割合4%)
※実際に引受けを行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。
- (取扱代理店) 株式会社千里
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32
TEL:0120-797-978

■このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ずパンフレット全体版(任意共済のご案内)および「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

■この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

■この保険は全国町村会を保険契約者とし、全国の町村職員を加入者および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

■団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(全国町村会)に交付されます。

(2018年7月承認) B18-200084

- 1 新規加入または増額される場合、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となることが必要です。
「正しく告知いただくために」を十分ご確認いただき、お申込みください。
- 2 新規加入される方は、「申込書兼告知書」を係の方へご提出ください。
また、死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、職員(配偶者)との続柄が「その他(9)」となる方を職員(配偶者)の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
- 3 すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。
(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)
この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- 4 その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。
- 5 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

平成30年11月2日(金)までに
係の方にご提出ください。

チェック欄	確認項目	
	任意生命保険	任意医療保険
✓	1	加入団体名を記入し、掛金払込方法を○で囲んでください。(払込方法は加入団体ごとに決まっています。)
✓	2	係の方にご確認いただき正確にご記入ください。
✓	3	「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。 ※告知日として重要です。(募集期間は10/1～11/2です。)
✓	4	氏名は全てカタカナでご記入ください。
✓	5	性別・年号を○で囲み、生年月日をご記入ください。
✓	6	配偶者・子どもも申込みされる場合、ご記入ください。 (子どもの家族区分欄は子どもの加入人数に応じて「02」「03」と順番にご記入ください。) ※夫婦ともに職員の場合は、配偶者の方も職員(本人)として別々にお申込みください。
✓	7	今回申込みされる加入区分・保険金額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP4～P6の該当箇所を参照のうえご記入ください。 (網掛け欄に既加入内容の印字がある場合、既加入内容の訂正は不要です。)
✓	8	今回申込みされる加入区分・入院給付金日額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP9～P10の該当箇所を参照のうえご記入ください。 (網掛け欄に既加入内容の印字がある場合、既加入内容の訂正は不要です。)
✓	9	必ず5枚すべてに申込印を押印ください。(スタンプ可) (職員と配偶者は別の印を押印ください。)
✓	10	掛金合計額をご記入ください。
✓	11	・新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の「質問事項」をご確認ください。 ・職員が新規加入・増額のお申込みをされる方の告知を取りまとめのうえ、新規加入・増額する全ての申込者について質問事項に対する答えが全て「いいえ」となることを確認のうえ、チェック欄にチェックください。(し点を○で記入ください。) ※質問事項に対する答えが「はい」となる方は、新規加入・増額することができません。
✓	注	内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

(第1号様式の1)
 全国町村等職員 任意生命保険・任意医療保険 申込書兼告知書(職員用) (団体定期保険・総合医療保険(団体型))
 全国町村会長 殿

加入団体名 ○○町役場

申込締切日 平成30年11月2日 効力発生日 平成31年1月1日

申込日(告知日) 平成30年10月1日

加入区分	性別	生年月日	加入	保険金額(万円)	掛金(円)
職員	男性	5/6/0227	新規	3,900	3,900
配偶者	女性	5/8/1026	新規	616	616
子ども	男性	2/21206	新規	360	360
子ども	女性	2/41104	新規	360	360

掛金合計 5,236 (任意生命保険) + 7,524 (任意医療保険) = 12,760

告知欄: 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の質問事項を確認のうえ告知します。

※当「申込書兼告知書」は記入見本のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

任意生命保険

任意医療保険

任意生命保険

任意医療保険

- 加入ご希望の方は、必要事項をご記入のうえ、自署欄にフルネームで署名をいただき、ご提出ください。
- 黒いボールペンで強めに記入ください。

任意収入補償保険(団体長期障害所得補償保険) 加入申込書

あいおいニッセイ同和損害

全国町村等職員 任意収入補償保険 加入申込書

【団体長期障害所得補償保険】

1 申込日 平成30年10月26日

2 電話番号(日中連絡先) 3 加入団体名

4 支店 団体コード 枝番 被保険者番号

5 申込人(被保険者)氏名 (カナ) ミホン イチロウ (漢字)自署 見本 一郎

6 生年月日 昭和51年9月1日 性別 男

7 加入区分 新規加入 継続申込 継続申込 継続申込

8 加入プラン M男 F女 加入口数 5

9 健康状態告知事項にご回答ください。

告知日			質問1		質問2		
平成	年	月	日	はい	いいえ	はい	いいえ
				1	2	1	2

10 健康状態告知事項ご回答欄

11 健康状態告知事項ご回答欄

◎加入をご希望の方は、加入団体の係の方に加入申込書をご請求ください。

提出先・申込締切日

提出先: 加入団体の係の方

申込締切日: 平成30年11月2日(金)必着

※加入申込書の控えが必要な場合は、お手数ですが各自コピーをお取りください。

加入する場合

- 1 申込日をご記入ください。
- 2 日中連絡のとれる電話番号と職場の連絡先をご記入ください。
- 3 加入団体名をご記入ください。
- 4 加入団体の係の方にご確認いただき、正確にご記入ください。
- 5 下段 9 の※健康状態告知書質問事項回答欄の内容をご確認のうえ、フルネームで署名ください(印鑑不可)。
- 6 生年月日と性別をご記入ください。
- 7 該当の加入区分に○をしてください。
- 8 加入プラン欄に男性の方は「M」、女性の方は「F」に○をし、加入口数欄に希望される口数をご記入ください。
- 9 本パンフレット内「健康状態告知についてのご案内」と加入申込書裏面の記入要領をご覧いただき、質問事項にご回答ください。
- 10 他の保険契約等、ご加入がある場合は指定欄にご記入ください。同種の保険契約がない方はご記入不要です。
- 11 保険金請求歴がある方は、指定欄にご記入ください。保険金を受領していない方は記入不要です。

健康状態告知書質問事項回答欄の質問1~2の質問事項に該当しない場合、ご加入いただけます。ただし質問2に該当しても、特定疾病補償対象外にてご加入いただける場合もあります。

記入内容を訂正する場合

訂正箇所を二重線で抹消し、フルネームで署名(訂正署名)のうえ、正しい内容をご記入ください。

10 26 見本 一郎

例) 平成30年 ~~11月2日~~

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (加) ダウンロード専用 TKD00123

(金融機関提出用) 年 月 日

取扱金融機関 御中

私が支払うべき料金を、次のとおり口座振替によって支払うことにしたいので、下記の事項確認のうえ依頼します。

依頼行 株式会社 日本共同システム (略称) (NKS)

顧客番号

1 委託者使用欄

フリガナ 契約者 ミホン イチロウ

口座振替人(印鑑) 見本 一郎

フリガナ トウキョウト シバヤク エビス

連絡先 150-8488 東京都 渋谷区 恵比寿

住所 1-28

電話番号 *-*-*-*-*-*-*-*

2 振替日(払込日) 22日 (金融機関休業日の場合翌営業日)

3 振替開始日(払込開始日) 請求書が初めて取扱店に到着した日以降の最初の振替日

4 ゆうちょ銀行以外の金融機関指定の場合

ゆうちょ銀行 支店コード 166 契約種別コード 30 記号 1***0

ゆうちょ銀行 口座番号 00123456

ゆうちょ銀行 口座番号 00130-8-90564 振込先加入者名 株式会社 日本共同システム

ゆうちょ銀行以外の金融機関指定の場合

支店コード: 通帳に記載の店番号[3桁]をご記入ください。

預金種目: 普通・当座以外はご利用できません。

口座番号: 「右づめ」でご記入し、左部分は空欄になる場合、「0」…ゼロをご記入ください。

ハイフンは抜いてご記入ください。

ゆうちょ銀行指定の場合

通帳記号: 通帳記載のとおり「左づめ」でご記入ください。

通帳番号: 「右づめ」でご記入し、左部分は空欄になる場合、「0」…ゼロをご記入ください。

NSK口座振替 お取扱い金融機関	都市銀行 全行	信託銀行 3行 三菱UFJ・みずほ・三井住友	労働金庫 全金庫	農協 全農協
	地方銀行 全行	外国銀行 1行 シティバンク	商工中金 全支店	ゆうちょ銀行 全店
	第二地方銀行 全行	信用金庫 全金庫	信用組合	一部取扱不可・お申込み先へお問合わせください。

(注)お取扱していない主な金融機関

農林中央金庫 漁業協同組合 ジャパンネット銀行 セブン銀行 ソニー銀行 楽天銀行 住信SBIネット銀行 じぶん銀行 イオン銀行 大和ネクスト銀行 新銀行東京 新生銀行 あおぞら銀行 SBJ銀行 シティバンクを含む外国銀行

依頼・利用する場合

- 1 加入者の氏名・連絡先 氏名・住所・電話番号をご記入ください。
 - 2 預金者口座名義 通帳に表示されているお名義すべてをご記入ください。
 - 3 印鑑 金融機関お届け印を鮮明に押印ください。
 - 4 金融機関 どちらかをご記入ください。
- (注)フリガナは
- 左詰めでご記入ください。
 - 姓と名の間を1字空けてください。
 - カタカナ、アルファベットにもフリガナをご記入ください。

任意収入補償保険

任意収入補償保険

ご相談窓口等

任意生命保険 任意医療保険 のお問合せ

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
- なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、下記の日本生命窓口までご連絡ください。

<東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・栃木県・群馬県・茨城県・山梨県>

日本生命保険相互会社 TEL:0120-563-925
法人サービスセンター 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3 はお取り扱いしておりません。)]

<上記以外の道府県>

日本生命保険相互会社 TEL:0120-123-840
企業保険サービス課 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3 はお取り扱いしておりません。)]

※お問合せの際には、記号証券番号(任意生命保険は931-1988、任意医療保険は900-95060)をお申し出ください。

*支払業務全般のお問合せ先 日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課 TEL:0120-302-438

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

任意収入補償保険 のお問合せ

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、表紙に記載のあいおいニッセイ同和損保 専用コールセンターまでご連絡ください。

<保険金の請求に関する連絡先>

事故が起こった場合は、ただちにあんしん24 受付センターまでご連絡ください。

あんしん24 TEL:0120-985-024(無料)
受付センター 【24時間・365日受付】

※IP 電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。